

基本的な考え方

視覚障害者が利用できる案内設備又は案内所まで、視覚障害者を誘導する経路を整備する必要があります。危険防止のため、通行の妨げとなるものを経路上に置かないようにする等の配慮が必要です。

参考 (意見公募対象外)

指定施設整備基準

建築物移動等円滑化基準

図

歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.135-1)

道等から14の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

15-1
15-2
15-3
15-4

(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項に定める構造の視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（「注1」参照）及び点状ブロック等（「注2」参照）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超える、若しくは高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。

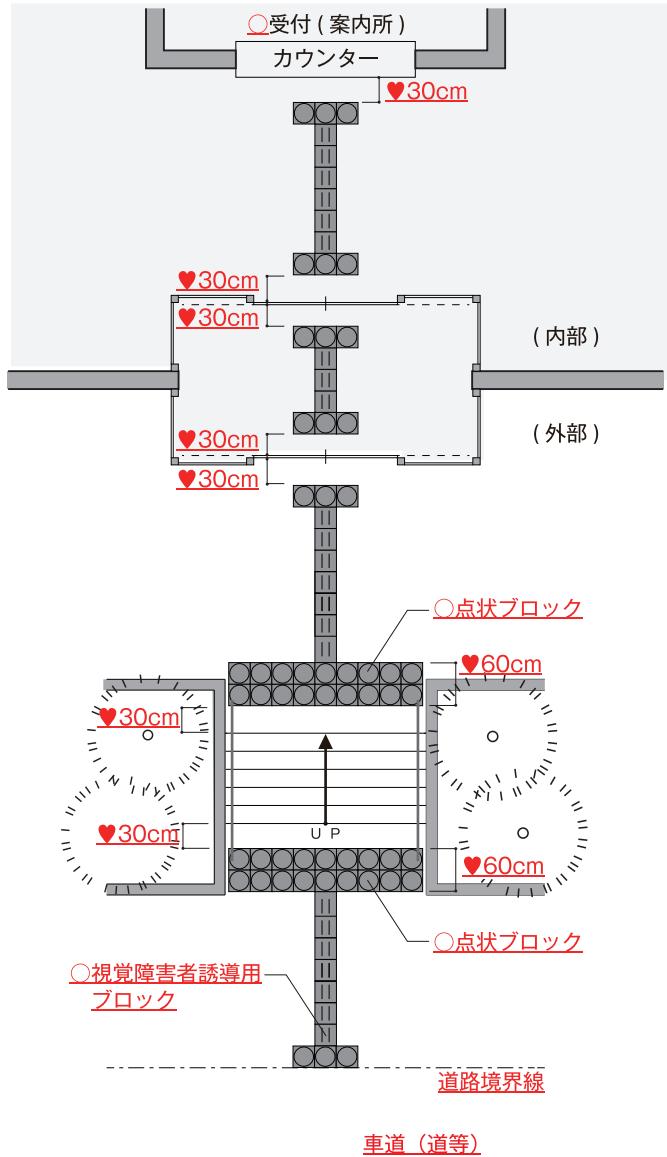
当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等（「注2」参照）を敷設すること。

傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

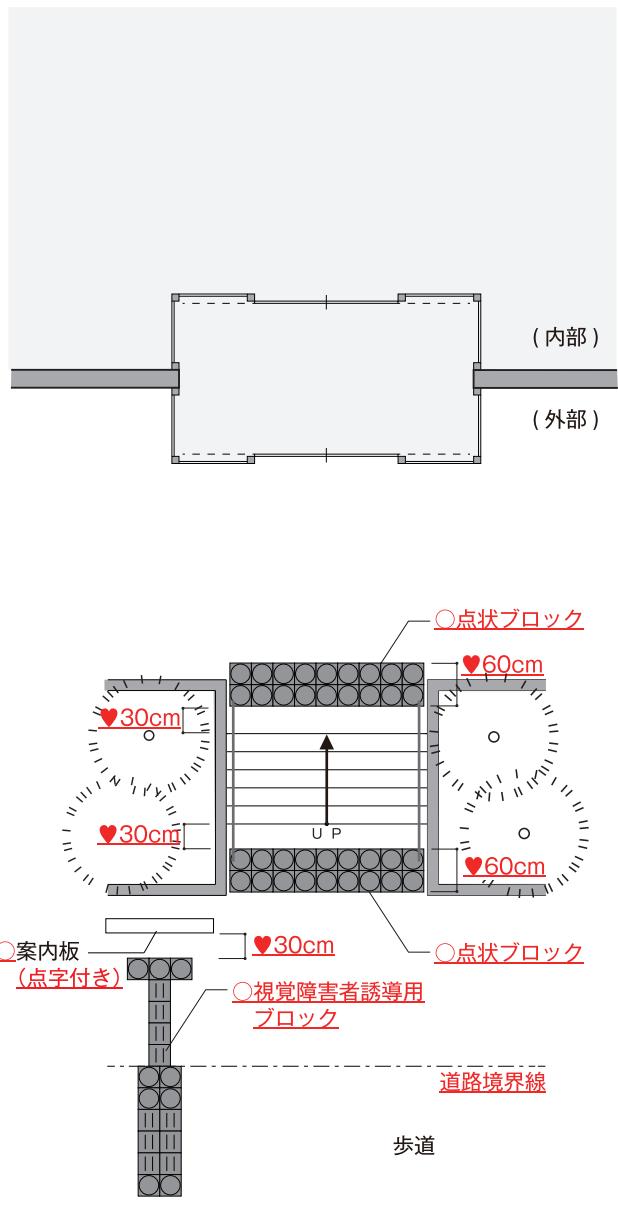
- 注1：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。
- 注2：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

図15-1 案内設備までの経路について

「案内所」がある場合



「案内板」がある場合



案内板がある場合

整備基準 15

- 案内板がある場合は、歩道上から案内板までの経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。
- 案内板から建築物までの経路は、視覚障害者誘導用ブロックは不要。
- 案内板の点字・文字等の浮き彫りの正面に向かって、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

案内所がある場合

整備基準 15

- 案内所がある場合は、歩道上から案内所までの経路上に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。

視覚障害者誘導用ブロック

整備基準 15-(1)

- 案内設備までの経路には、点状ブロックと線状ブロックを適切に敷設する必要がある。
- 点状ブロックは、危険の可能性を予告するため、傾斜路や階段一段の付近に敷設するほか、歩行方向の変更の必要性を予告する必要がある箇所にも必要となる。
- 線状ブロックの線状の突起を、視覚障害者を誘導する方向と平行に敷設する必要がある。

→[16 情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)]を参照

→[21 視覚障害者誘導用ブロック]を参照

参考

(意見公募対象外)

基準

図

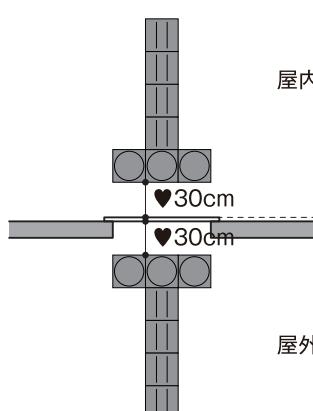
「2 敷地内通路」(1) 参照

イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、 <u>16の項に定める構造</u> の点状ブロック等を敷設すること。		<p><u>次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)を敷設すること。</u>(ただし、視覚障害者移動等円滑化経路に限る。)</p> <p>(7) 段の上端及び下端に近接する部分</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p>	

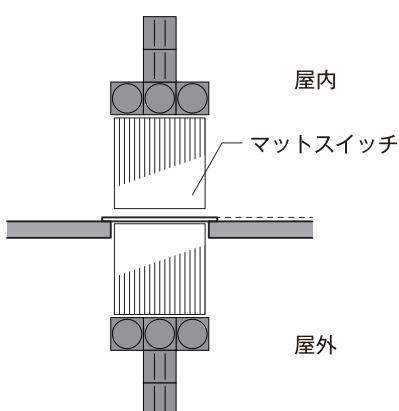
(参考：関連条文) 政令第 21 条、平成 18 年告示第 1497 号第 4・第 5、規則別表第 5 (15 の項)

図15-2 案内設備までの経路（出入口）

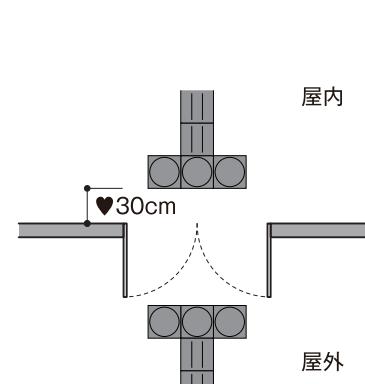
■引き戸まわりの敷設例1



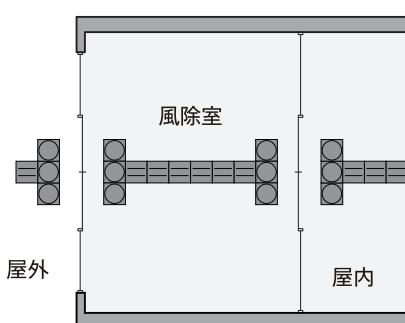
■引き戸まわりの敷設例2



■開き戸まわりの敷設例



■風除室の敷設



視覚障害者誘導用ブロックの敷設の留意点

整備基準 15-(1)

- 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、必要に応じて歩道上のブロックと連続させること。
- 風除室内も視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
- 風除室は中で進行方向を変えないことが望ましい。
- 段の上端及び下端に近接する部分にあっては、踏み越すおそれのないように点状ブロックを敷設する(60cm程度)ことが望ましい。

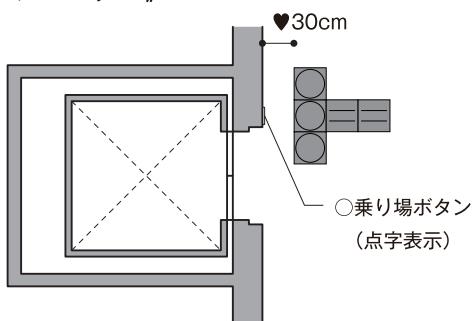
♥ 視覚障害者誘導用ブロックを通路等に連続して敷設する場合は、その通路の中央部に敷設し、かつ壁面に近づきすぎず、視覚障害者の通行の支障とならない距離を確保することが望ましい。

♥ 点状ブロックは、段の上端から30cm離して設置することが望ましい。

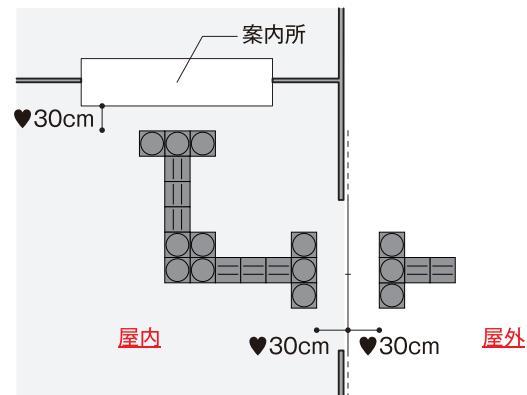
♥ 必要に応じ、廊下に便所の出入口の位置を示す視覚障害者誘導用ブロック、又は同等の効果のある床材を敷設することが望ましい。

図15-3 案内設備までの経路（エレベーター、案内所）

《エレベーター》

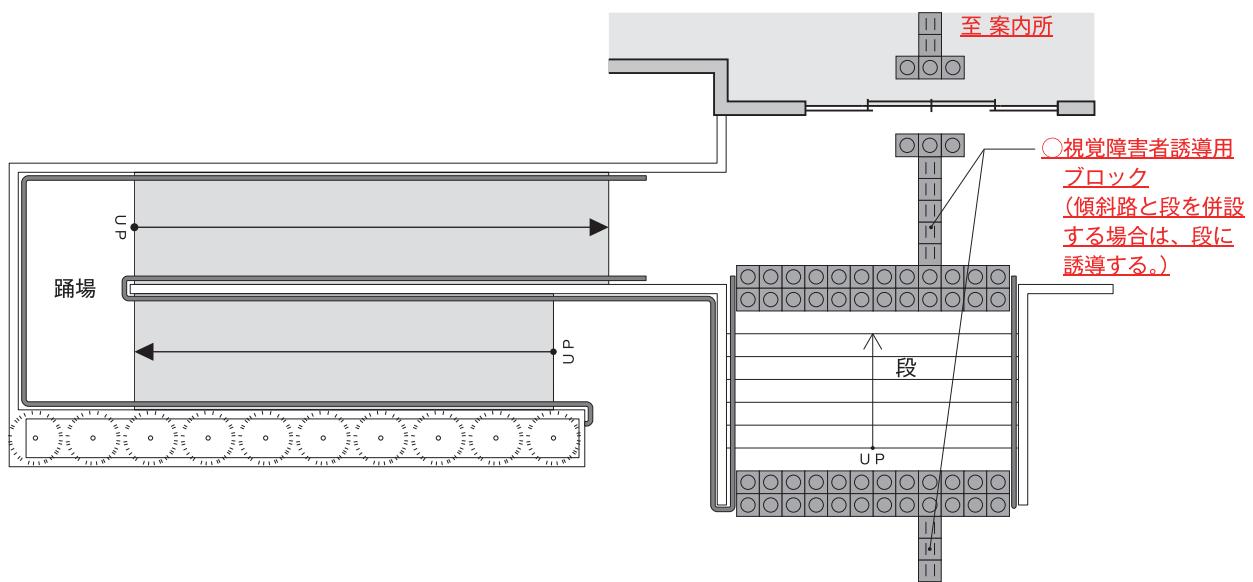
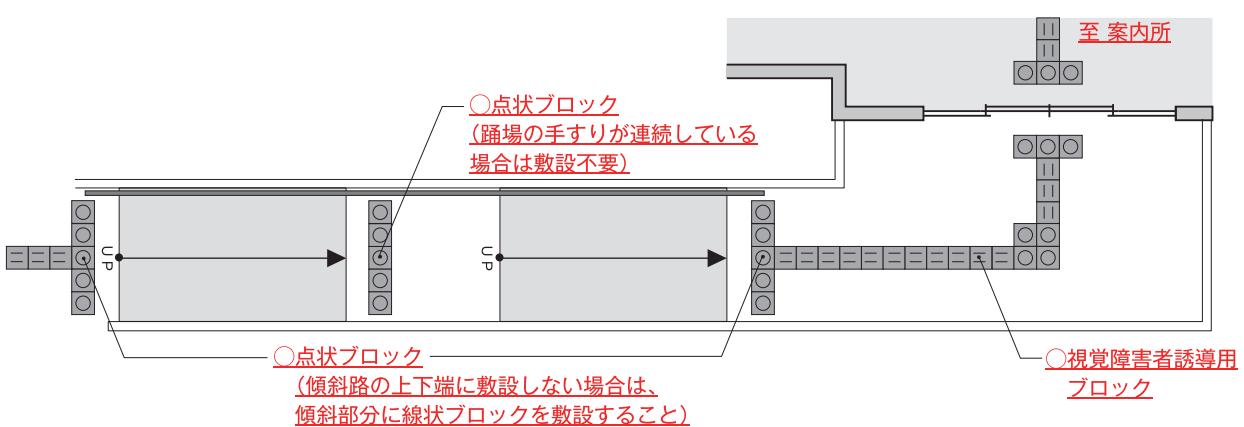


《案内所》



「参考」《対象用途と対象規模 「歩道上」を「道等」と読み替える施設》別表第5 備考3以下に掲げる施設については、15の項中「歩道上」とあるのは、「道等」とする。

<u>対象用途</u>	<u>対象規模</u>
5.診療所(患者の収容施設があるものに限る。)／6.診療所(患者の収容施設がないものに限る。)／8.薬局／11.博物館、美術館又は図書館／13.集会場(一の集会室の床面積が200m ² を超えるものに限る。)又は公会堂／15.銀行その他これに類するサービス業を営む店舗(銀行を除く。)／19.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(薬局を除く。)／22.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	<u>1,000m²未満の指定施設</u>
16.理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗／20.飲食店／21.クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗／23.遊技場／25.公衆浴場／26.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設／27.ホテル又は旅館／29.展示場	<u>全ての指定施設</u>

図15-4 案内設備までの経路の整備例15(1) その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の例

わかりやすい 印刷物のつくり方

横浜市HP バリアフリーの取組 より

①文字の大きさ：できるだけ12ポイント以上にしましょう。

- ・文字の大きさは、できるだけ12ポイント以上とすることを心がけましょう。
- ・より読みやすくするには、14ポイント以上が効果的です（A4判の場合）。

②文字の字体：見やすい字体はゴシック体です。

- ・ゴシック体は太さが均一なので読みやすくなります。
- ・ただし、小説や論文などで長い文章が続く場合は、明朝体の方が読みやすくなります。
- ・12ポイント以下の文字を太字にすると、文字がつぶれて読めない場合があります。
- ・影付きや網掛け文字等、多数の字体を使用しすぎると、見づらくなる場合があります。

③文字の字間・行間・余白：適度な空間、空白をとりましょう。

- ・字間を詰めすぎないようにしましょう。また、漢字が多いと字間、行間が狭く見えます。
- ・情報を詰め込みすぎないようにしましょう。いかに情報を整理するかがポイントとなります。

④読みやすい表現方法：文章は正確に、わかりやすく表現しましょう。

- ・「事実」や「伝えたいこと」を明確にしましょう。
- ・ただし、正確にしようとするほど、難しい用語を使ったり文章が長くなるので注意しましょう。
- ・読者の視点に立って表現しましょう。読者が絞られる場合は、読者に合った内容にしましょう。
- ・読みにくい漢字や難しい言葉には、ふりがなや注釈をつけるといった工夫をしましょう。
- ・箇条書きにして、すっきりさせましょう。番号や矢印をつけると読む順番がわかりやすくなります。
- ・強調したい文字には下線を引いたり、太文字にするなど目立つ工夫をしましょう。
- ・表、グラフ、写真などを効果的に使いましょう。その際には、何を表すものかわかるようにしましょう。

⑤色使いの工夫：情報がきちんと伝わる色使いをしましょう。

色を上手に使うと、情報をよりわかりやすく伝えることができるなど、様々な効果があります。

<色の効果>

- ・目につきやすく、注意をひきやすくなります。親しみやすい印象になります。
- ・イメージを伝えやすくなります。文字だけでは表現しにくい部分を表現できます。メリハリがつき、重要なところが強調されます。

<色覚バリアフリーな色の選び方>

- ・色弱者など色を識別しにくい人にも間違えにくい色を使いましょう。
- ・赤は濃い赤や暗い赤を使わず、赤橙やオレンジを使いましょう。
- ・緑は赤や茶色と間違えやすいため、青味が強い緑を使いましょう。
- ・明るい緑と黄色が一緒に見えててしまうため、黄色、黄緑、明るい緑はなるべく同時に使わないようにしましょう。
- ・面積が広いほど色の違いが分かりやすくなるので、太い字を使いましょう。

濃い赤
暗い赤

赤 橙
オレンジ

緑

青みの
強い緑

